

学校内処分の法的妥当性（2）

星野 豊

- 1 序・・・本稿の課題と目的
- 2 学校内処分における「教育的配慮」
- 3 退学勧告処分の特徴と問題点（以上、45号）
- 4 カンニングに対する処分と法律上の均衡
- 5 社会的不祥事と学校内処分（以上、本号）
- 6 「ゼロ・トレランス方式」の是非
- 7 学校内処分の「法的妥当性」

4 カンニングに対する処分と法律上の均衡

周知のとおり、カンニングとは、学校が実施する定期試験あるいは入学試験の受験条件に違反し、あるいは不正な手段を用いて評価の不当な向上を図ろうとするものである。カンニングは、それを敢行した者に不当に高い評価を与えることにより、多くの場合相対的に他の受験者に対する評価上の不利益をもたらすものであるから、「試験による適正な評価」という学校教育の目的を正面から否定するものであり、学校内処分の対象となる代表的な行為であることは、論ずるまでもなく明らかである。但し、カンニングに対する処分を行うに際しては、当該カンニングを敢行した生徒自身に対して、どの程度の制裁を加えることが必要あるいは有効であるかという問題と、カンニングを行っていない他の生徒との関係で、どのような対処が適切であるかという問題が、やや複雑な形で交錯することが避けられない。

すなわち、カンニングを敢行した生徒のみに着目した場合には、当該試験による評価の適正という点に関しては、当該生徒について再試験を実施して改めて評価を行えば足りるわけであるから、むしろカンニングを行ったことによる問題は、当該生徒が試験の厳正な実施に明らかに反する行動をした、という当該生徒の人格の部

分にあることとなる。従って、当該生徒に対してどの程度の制裁を科し、あるいは教育的指導を行うことが適切であるかについては、当該生徒の現状における能力と将来における人格的成長の可能性とを総合的に検討することが、学校の対処として必須となるわけである。

これに対して、カンニングを行っていない他の生徒に対する教育的効果をも視野に入れた場合には、学校の採るべき対処は必ずしも単純なものではなくなってくる。まず、試験による評価が少なくとも一部の生徒に関して適正に行われなかった、という事実が、当該試験による評価を他の生徒について修正等を行わずに適用して良いか、という問題を生じさせることが避けられない。すなわち、試験による評価が適正なものとして全ての生徒に受け入れられるためには、個々の生徒に対する当該時点における能力評価が各々適正であったことに加えて、生徒全体に対して当該試験が「公正に」実施されたことが必要であると考えられる。従って、一部の生徒がカンニングを敢行したという事実は、当該生徒に対する評価が不適正となるのみならず、他の生徒に対する関係での相対的な評価をも同時に狂わせるものであるから、「試験による評価」という制度の全体的な信頼性を維持しようとするのであれば、全ての生徒に対して再試験を厳正に実施することが望ましい、との考え方が生じる可能性があるわけである¹⁹。しかしながら、そのような全員に対する再試験の実施は、カンニングを敢行していない生徒に対して再度の受験という負担を課すことが明らかであるうえ、個々の試験において評価上の差異が認められる場合、どの試験の評価を以て当該生徒の「本来の能力」としての評価とすべきかについて、極めて困難な問題を生じさせてしまいかねない。又、試験による評価が適正なものを受け入れられる背景には、当該試験が予め告知された条件で一斉に実施されていることが大きく与っており、一部の生徒によるカンニングの敢行という本来予定されていない事態を理由として全員に対して再試験を実施すること自体が、試験制度全

19 例えば、当該試験の評価による序列が公表されていた場合、カンニングが発覚したことによりかかる序列が修正されることは、理論的には「本来の正当な評価」が行われたことになる筈であるが、現実には、カンニングを敢行した生徒が「失格」による「評価外」とされたことにより、序列が「繰り上がった」との印象が生ずる可能性のあることが否定できない。これは、カンニングを敢行した生徒を相対的評価において最も低く取り扱うことは、当該試験で本来評価の対象としようとした知識その他の現実の評価を一切行うことなく、カンニングを敢行したとの事実のみを以て評価の修正を行うことから、「本当の実力」に関しては当該生徒に対する評価は「未知数」であるとの感覚が生ずる可能性が、事実上否定できないためである。

体の信頼性を実質的に損なう恐れがあることも、事実上無視できないものと考えられる。従って、現実的な対処としては、カンニングを行っていない生徒に関しては、個々の生徒の評価を個別に見た場合における個々の評価が適正であれば、全員について再試験を実施する必要ではなく、カンニングを取行した生徒のみを全体の相対的評価の対象から排除し、あるいはカンニングを行ったことのみを理由として最も相対的評価を引き下げる措置を採ることが、試験制度の信頼性を維持するためにも、又、全ての生徒の間における相対的な評価について「適正」を保つという面から見ても、最も妥当であることとなる²⁰。

他方で、実施される試験の種類に注目した場合には、入学者の選抜を目的とするいわゆる「入学試験」と、学校内での教育の達成の程度ないし有無を専ら評価の目的とするいわゆる「定期試験」とで、カンニングに対して行われるべき学校の対処が、理論上も事実上も大きく異なってくるということができる。

すなわち、入学試験については、これまで当該学校の生徒でないことが通常である受験者に対して、以後当該学校において教育を実施することが必要かつ有益と認められるか否かを選抜することが最大にして唯一の目的であり、少なくとも入学試験受験時点においては、当該学校における教育が受験者に対して施されていることはないと考えべきであるから²¹、入学試験の「厳正な実施」にあつては、全受験者に対して公正な機会が確保されることが第一義となり、併せて、当該試験に基づく受験者全員に対する相対的評価の信頼性を保つために、カンニングを取行した受験者に対しては、当該試験における評価の対象外とすることのみならず、民事及び刑事の告訴を含めた、いわゆる「法律上の対処」が、比較的速やかに行われること

20 しかしながら、このような「現実的対処」は、「試験による当該分野の能力に対する評価」のみで相対的な評価を行うのではなく、それ以前の問題として「試験の厳正な実施」という点を相対的評価に際して重視するという考え方を前提とするものであるから、この「試験の厳正な実施」という目的の解釈によっては、例えば急病や事故による欠席等、どの範囲の生徒に対して相対的な評価の対象外として取り扱うべきかが、さらに問題となる可能性は避けられない。もとより、現実の局面では、当該生徒に起因する事情とその他の事情を総合的に判断することにより、妥当な結論が導かれることは十分期待できるところではあるが、そのような「総合的判断」には、当該生徒と判断を行う教員等との人的関係が影響しうるとの疑いが、理論的には生じざるを得ないものであり、試験による完全に「適正かつ公正な評価」の実現に何らかの形で不安定要素が加わることは、やむを得ないものと言わざるを得ないであろう。

21 但し、近時においては、多くの学校が入学試験実施に先立って受験者ないし受験希望者に対して当該学校の教育目的や教育内容を公開、説明する機会を設けることが増えてきていることから、入学試験実施前において既に当該学校による教育は実質的に開始している、との評価が生ずる可能性も、今後は十分検討する必要があるであろう。

となる。実際、現在の判例では、入学試験において不正を行った者については、当該試験の結果が学校への入学をはじめとする法律関係の基礎となるとの考えから、入学試験の答案が刑法第159条第1項にいう「事実証明に関する文書」に該当し、文書偽造罪を構成するとの判断が、ほぼ確立していると言って差し支えない²²。

これに対して、学校内で実施される定期試験に関しては、前述のとおりその目的は学校内における教育の一環として、それまで施された教育上の効果を個々の生徒との関係で具体的に判定することであるから、ここでいう「試験の厳正な実施」とは、単に全て生徒に対して公正な評価の機会を設けることのみならず、試験について設定された諸条件を遵守すること自体が、当該学校における「教育」の具体的内容の一環となっている。従って、定期試験におけるカンニングについては、単に当該試験に基づく当該生徒ないしは他の生徒に対する評価が適正に実施できなかったということを超えた、当該学校における教育内容の一環としての「試験の厳正な実施」に対する妨害、すなわち、「学校の実施する教育目的に反する行為をした」という点が、学校内処分の実質的な裏付けとされているといえることができる。

このような定期試験と入学試験との性格の違いからすると、学校の教育活動の具体的実践の一環としての定期試験におけるカンニングに対しては、民事及び刑事における告訴に基づく刑罰あるいは損害賠償といった「法律上の手段」に直ちに訴えるのではなく、注意、戒告、停学、退学、除籍、といった学校内処分における教育上の制裁を科すことの方が対処として適切であるとの考え方が、理論的にも現実的にも無理なく導かれることとなる²³。又、上記のような一般的な学校内処分のほか、当該カンニングが行われた試験及びそれと内容的・時期的に関連する他の試験に

22 最決平成6年11月29日刑集48巻7号453頁（大学の事務担当者と共に謀した替え玉受験の事例）。又、公立高校の入試答案を改ざんしたことが、公用文書毀棄、有印私文書偽造、同行使に当たるとした下級審判例として、神戸地判平成3年9月19日判タ797号269頁がある。

23 但し、学校内処分に関して学校の裁量がある程度広範に認められていることを前提としたとしても、法的な観点からは、その裁量が無制限に行使されて良いとは限らない、との評価が常に生じうる点も、併せて指摘しておかなければならない。すなわち、学校における規則等にカンニングに対する処分とその具体的内容が明記されていたか否か（これは後述する「ゼロ・トレランス方式」においても、極めて重要な制度設計要素として強調されるものである）、カンニングの摘発に際して、複数の教職員による不正な事実の確認がなされたか否か、カンニングに関する事実の調査に関して、当該生徒の申立や証拠を客観的に吟味する手続を適正に実施したか否か、さらにはカンニングの事実及びそれに対する学校内処分の結果を他の生徒あるいは保護者等に対して公表すべきか否か、仮に公表するとして当該生徒の最小限度の名誉ないしプライバシー等の権利が確保されていたか否か等については、後に法律上の問題として学校の対処が争われる要因となりうるものである。近時の裁判例で、定期試験中に机の中から消しゴムを出し入れしていたとの生徒の行為について

ついて、その得点を全て与えないものとする評価を教育上行うことも、頻繁に行われているものと推測される。

以上のとおり、カンニングに対する学校内処分は、対象となる試験が当該学校における教育の具体的内容の一環であり、その違反に対する「教育的対処」と位置づけられることによって、法律上の対処よりも事実上優先される結果を導くことができるわけであるが、本稿の目的との関連で議論の対象とする必要があるのは、上記のような定期試験におけるカンニングに対する学校内処分が、他の非違行為に対する学校内処分と比べて、果たして法律上均衡を保っていると言えるか、という点である。すなわち、前述のとおり、やや試験としての性格が定期試験と異なるとは言え、入学試験におけるカンニングに対する法律上の制裁は、文書偽造罪として3月以上5年以下の懲役を科すべきものと判例上されているわけであるが、この罪は、例えば、窃盗罪（10年以下の懲役）、強制わいせつ罪（6月以上10年以下の懲役）、傷害罪（15年以下の懲役又は50万円以下の罰金）等よりも軽いものとして刑法上位置づけられているから、万引、痴漢、喧嘩等が発覚した場合に科せられる学校内処分との均衡が問題となってくる。そして、仮にカンニングに対する学校内処分が万引等の非違行為と比べて重い制裁を科していた場合、かかる制裁の妥当性については、単に法的な観点からの説明だけでは不十分な感が否めないわけであり、「学校教育の適切な遂行」としての意義を加味して説明することが、事実上必要となるわけである²⁴。

このようなことから、カンニングに対する学校内処分の根拠については、「生徒の本分」を適正な手段に基づく勉学の結果としての知識習得と健全かつ円満な人格形成とに求め、学校教育の一環としての定期試験におけるカンニングがそのような「生徒の本分」を正面から否定するものであることを強調し、かつ、かかる行為が法律上の刑の均衡上、社会的には軽い制裁しか行われなかったことをも実質的理由とし

教員が事情を聞いた後、生徒が死亡したことに対する学校の安全配慮義務が争われたものとして、さいたま地判平成20年7月30日平成18年（ワ）1206号 WESTLAW がある。

24 なお、カンニングを敢行した生徒の側から、学校内処分の軽重について考えてみた場合には、当該学校における評価方法や教育制度の具体的内容によって、どのような学校内処分が実質的に「重い」ものとなるかが異なってくることも、十分注意しなければならない。例えば、学内における教育上の編成や卒業後の進路が、各種試験の平均点により算出された序列により規制されているような制度の下では、例えば停学によって卒業時期が延期されることよりも、試験の得点を与えないことにより平均点が大幅に減少することの方が、希望する進路や教育内容が事実上狭められ、あるいは途絶する可能性があるとの意味で、より「重い」処分として位置づけられることは、十分考えられることである。

て加えた上で、他の非違行為よりもむしろ重い制裁を加えるべきである、との見解が、学校内処分の妥当性を説明するものとして成立してくることとなる²⁵。そして、この見解は、上記のとおり「社会的な制裁が法律上十分に科されない恐れがある」ことを実質的理由として、学校内処分を重くすることを正当化する議論を含むものであるから、法律上の制裁と教育上の制裁とを累積させた、「総合的な制裁」あるいは「社会的制裁」とでも表すべきものを観念したうえで、学校内処分の均衡と妥当性とを論じようとするのが明らかであり、学校内処分が法律上の観点から均衡しているか、という検証を試みようとする本稿の目的との関係では、法的な観点が「教育的」性格によって相当程度弱められた議論となっていることに、注目すべきであると思われる²⁶。

25 但し、学校内処分における「教育的性格」を強調することは、別の側面で議論がやや複雑になることが避けられない。すなわち、学校内処分の中で最も重いものとして位置づけられている退学及び除籍については、少なくとも制度の建前としては、以後処分を受けた生徒を当該学校においては「教育しない」ことを意味するものであり、「教育的性格」を持つ議論から処分の妥当性が説明できるのか、という疑問が、生じかねないためである。もっとも、現実には退学ないし除籍が学校内処分として科される場合の中には、当該処分後も当該学校による教育指導は事実上継続しており、一定の更正が図られたことを理由として復学させることが前提とされていることも少なからずあるものと考えられるから、その場合における退学及び除籍における処分としての事実上の「重み」は、当該生徒の履歴として、「退学」「除籍」の事実が明記されるという、社会的制裁の側面にあると考えるべきであり、その限りでは、学校内処分の妥当性について総合的な「社会的制裁」という観点から均衡を考える前記の「教育的性格」を持つ議論は、論理的にも一貫性を保っていると評価することが可能である。なお、この場合の退学ないし除籍処分を受けた生徒に対する「教育」においては、学校のみならず家庭における教育も事実上連動することが必須のこととなるから、保護者との連携や、場合によっては保護者自体に対する指導、助言等、学校教育として生徒に対するよりもさらに複雑な問題状況が生じうることも、併せて指摘しておく必要があるであろう。

26 なお、カンニングを行っていない他の生徒との関係まで含めて学校内処分の「教育的性格」を論じようとする場合には、カンニングの事実や処分の結果を他の生徒に対して公表することが妥当か否か、さらには、カンニングを行った生徒に対する処分の具体的内容を他の生徒による判断を加味して決定することが妥当か否か、といった問題が、次々と連動してくることも無視できない。但し、本文で論じたように、学校内処分の妥当性が単なる法的な妥当性を超えた「社会的制裁」という観点から正当化されるという点を強調するのであれば、当該生徒の生活に最も密着した「社会」は当該生徒の属する学校そのものであり、その中で「社会的制裁」を受けることも、処分の妥当性の判断における一要素として考慮すべきである、との見解も一概には否定できないわけである。従って、当該生徒がカンニングを理由として処分を受ける際においてもなお守られるべきであるとされている法律上の権利や利益との関係で、議論がさらに複雑になってしまうことは、避けられないように思われる。

5 社会的不祥事と学校内処分

前項で議論したとおり、学校内処分の妥当性の判断に際して、単に法律上の観点から刑罰ないし損害賠償としての均衡を図るものでない、との議論が成立しうるとすると、具体的な事件が生じた場合における学校内処分の発動にあっては、いわゆる「社会的制裁」の少なくとも一部を補完するものとしての位置付けを考えることが、必要となってくる可能性がある。この点において、議論の参考となる現象としては、いわゆる社会的不祥事を生徒が起こした場合、具体的には、各種の犯罪を敢行したとして官憲に摘発され、かつ、その事実が報道の対象となって、社会からの非難の対象となった場合における、学校内処分の妥当性に関する判断の問題がある。又、刑法上犯罪を構成しない場合であっても、いわゆる社会道徳的観点から不適切と一般に評価されうる行為を生徒が行ったこと、典型的には、生徒間の性交渉により女子生徒が妊娠した場合や、学校外の私的な領域における言動が第三者から問題視された場合等に対する、学校内処分の妥当性についても、議論しておく必要があると思われる。

学校及び生徒が社会からの非難を受ける原因となった行為が、法的にも犯罪を構成するものであるときは、これらの行為に対して学校内処分を科すことについて、それ程大きな理論的問題は生じない。すなわち、学校教育の基本的内容には、所属する社会における規範を遵守すべきことが含まれている筈であるから、生徒が犯罪を敢行したことが社会的に明らかになったことは、当該学校において実施されている教育の効果について、少なくとも当該生徒に関する限り、その全部又は一部に不備があったと評価できることとなる。従って、その「教育の不備」を補う趣旨として、当該生徒に対して学校内処分を科すことは、むしろ学校にとって教育の遂行上必要なこととして位置づけられるわけであり、学校内処分の妥当性は、原則として肯定されるものと考えられる²⁷。

ここで問題となるのは、前項でカンニングに関して議論したことと同様、法律上

27 生徒が不祥事を起こした場合、当該生徒のみならず学校に対しても社会的非難が寄せられることが多い実質的な理由も、正に学校にかかる生徒に対する「教育のし直し」を求めているものと考えて差し支えない。その意味では、前述したとおり、学校内処分のうち退学や除籍については、形式上は以後学校が当該生徒に対する「教育」を行わない、との意思を表明するものであるから、不祥事への対処として社会が学校に実質的に求めているものと若干異なる対処となっているとの評価も、ありえないではないように思われる。

の刑罰や損害賠償における均衡と、犯罪事実が報道されることによって派生的に生ずる社会からの非難の多少とが、必ずしも一致しない場合が少なからずあることを、学校内処分の妥当性を判断するに際してどのように考慮すべきか、という点である。実際、ある犯罪事実が報道の対象とされるか否かは、当該犯罪事実が法律上厳罰を以て禁止されているか否かという基準のみに従っているわけではなく、むしろ報道機関の個別的な編集上の判断において選抜されるものであるから、世間の関心と注目が集まる事実が当該行為に含まれているか否かが、事実上の基準となっている可能性がないではない²⁸。その意味では、例えば、落書き、携帯電話等の充電による微量の電気窃盗、未成年者による飲酒・喫煙、会話による騒音等の迷惑行為等、法律上はいわゆる「軽犯罪」に属する行為であったとしても、それらの事実が報道の対象となり、結果として相当程度の社会的非難を呼応させた場合には、学校の「対外的な姿勢」として、当該事実を理由とする学校内処分をどの範囲で科すことが妥当かが、問題となってくるわけである。

この場合において、前項で議論したとおり、学校内処分が「社会的制裁」が十分でない場合にそれを補完するものとして位置づけられるならば、仮に軽犯罪にしか該当しない行為であっても、社会からの非難が相当程度高くなった場合には、当該非難の程度に相応する重さの処分を行うことが妥当であり、むしろ、そのような対処が必要である、との結論も十分導かれうる。しかしながら、前記のような事情の下で、軽犯罪にしか該当しない行為にもかかわらず相当程度高い社会的非難が派生してくる実質的な原因は、当該行為が報道の対象とされ、社会的に事実が公表されたことにありと考えられるから、学校のとりうる対応としては、それが社会的に適切であるか否かは別として、「生徒本人の利益」に対する「教育的配慮」に基づいて、可能な限り事実関係を社会的に公表されることを防止する、ということも、選択肢としては存在することとなる。そうすると、社会的不祥事における学校内処分の軽重は、事実上、当該事実が社会的に公表されるか否かによって左右されることとなるが、このような対処が不祥事の事例相互間で「公正な取扱い」となっていると言えるか、又、果たして生徒に対する「教育としての適正さ」が保たれているか

28 もっとも、この点は、報道機関による報道自体に対する社会全体からの評価が、客観的事実を社会全体の利益のために報道していると評価されているか、あるいは当該報道機関独自の観点からの意見表明を主たる目的としていると評価されているかによって、報道と社会的非難との連動関係が大きく異なってくるのが明らかであり、本文で述べた程両者が単純には結び付けられないことに注意しておかなければならない。

については、疑問が生じてくる余地がないではない²⁹。

他方、社会道徳的に不適切であると評価される可能性のある行為については、それ自体が犯罪を構成しない場合でも、社会的非難を犯罪行為と同様に受けたとの理由を以て、学校内処分が発動される可能性がある。しかしながらこの場合には、犯罪と異なり、具体的内容のより不明確な「社会道徳的規範」が処分を受ける前提とされるわけであるから、学校内処分の妥当性に関する判断においても、より曖昧さが増してくることは避けられない。又、生徒の妊娠の事例等における「社会的非難」の具体的内容には、理論的に言えば個人の私的事項に属する筈である事実関係に対する第三者からの興味本位的要素が多少なりとも混在してくる可能性が完全には否定できない。従って、社会道徳的に不適切であるとして非難を受け、あるいは受ける恐れがあるという理由のみを以て学校内処分を発動させることが、そもそも法律上も教育上も問題とならないかという、かなり根本的な疑義が生ずる可能性が高くなっていくわけである。

もっとも、不適切行為を行ったとして学校が生徒を処分しようとする場合、上記のような具体的内容の曖昧な社会道徳的規範を直接根拠とすることはむしろ稀であり、通常は、学校が生徒を規律する規則等において、社会道徳的規範を基盤とする個別具体的な行動基準が、「生徒の本分」の一環として規定され、かかる具体的規定に違反ないし抵触したことを直接の理由として学校内処分が発動されるものと予測される。その意味では、上述のような「具体的内容が不明確な基準」による処分が下される恐れは、形式的には小さいと考えて差し支えないわけであるが、この点については、第3項でバイクの運転に対する退学勧告処分について検討した際に議論したとおり、法律によって個人に認められていることと学校が生徒を規律するために規則として制定していることとの間に多少の乖離が生じてくる可能性が避けられない。特に、保護者と学校との間で生徒に対する教育方針が異なる場合には、学校内処分が常に対保護者の関係で法律上及び教育上の正統性を有するとは、必ずしも断言できない可能性が生じてくることとなる³⁰。さらに、軽犯罪行為に対する処分に関して上述したとおり、学校内処分が社会的制裁の補完として行われるものと

29 加えて、このような学校による事実関係の非公表に傾く対応は、当該学校に対する非難可能性をも事実上回避できるという副次的効果を併せ有するものであるから、学校が、生徒の利益擁護というよりも、むしろ学校自身に対する社会からの評価の低下を懸念して事実の非公表に向かう可能性もないとは言えず、不祥事に対する対処としての適正さが、別の意味で問題となる可能性があるように思われる。

位置づけた場合には、学校の採りうる対応として、事実自体が社会的に公表されることを防止しようとする可能性も、一概には否定できないものである³¹。

以上のことからすれば、個々の処分に関する「教育的配慮」とは別の、同種類の事実関係に関する「取扱の公正」という観点から考えるならば、学校内処分の妥当性に関する「社会的」「教育的」性格を有する議論には、事実関係が公表されるか否かによって社会的非難の程度が事実上異なることにより、学校内処分の結果が影響される恐れが排除できないという点において、法的な妥当性という面ではかなり大きな問題点が潜在している可能性があることを、改めて指摘しておく必要があるように思われる。

そうすると、次に検討すべきであるのは、専ら法的妥当性と個々の事実関係相互間における取扱の公正という観点に立脚した場合に、学校内処分の妥当性が果たして保たれるか否かであり、20世紀末から21世紀初頭にかけて学校教育現場に導入されるようになった「ゼロ・トレランス方式」は、正にそのような意味での「妥当性」を有するものとの評価が、一部で強力に主張されている。従って、以下では再度項を改め、「ゼロ・トレランス方式」の概要とそれに基づく学校内処分の妥当性、さらにはその効用と問題点とについて、議論を行うこととしたい。

（未完）

（人文社会科学研究所准教授）

30 第3項でも述べたとおり、判例上は、特に私立学校の場合には、当該学校の校則に対して保護者と生徒が入学時に完全に同意しているとの認定を行い、学校と保護者との指導方針の違いという理論的可能性を法律上封じているわけであるが、学校と生徒との間における一般論としての交渉力の違いをも考慮すると、そのような認定が常に絶対的な正統性を持つとは言えない可能性も否定できないように思われる。

31 前述のとおり、学校内処分を発動すること自体が果たして妥当であるか疑問が生じかねない状況の下では、生徒の利益のために事実関係を公表しない方に学校の対応が傾くこと自体は、必ずしも不合理ということとはできない。むしろ問題となりうるのは、犯罪の場合と同様、事実関係が社会的に公表されたか否かによって同種類の不祥事に対する学校内処分の結果が異なってしまう可能性があることが、処分を受ける生徒相互間での取扱の公正の観点から、妥当性を欠くと評価されかねない点である。